

議案第84号

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第1条 加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年加西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7」を「第24条」に、「および」を「及び」に、「第34条」を「第45条」に改める。

第2条中「第17条」を「第24条」に改め、「（平成11年法律第156号）」を削り、「より負傷若しくは障害の状態により死亡」を「による負傷若しくは疾病により死亡」に改める。

第3条第2項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第5条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「発生が確定した日」の右に「若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を加え、「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項中「又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等」を「若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者」に、「200円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあつてはそのうち1人については217円、非）」を「217円（非）」に改める。

第6条中「当該非常勤消防団員等に対して」を削る。

第7条第3項中「療養機関」を「医療機関」に改める。

第8条中「、当該非常勤消防団員等に対して」及び「1日」を削り、同条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第8条の2第1項中「、傷病補償年金として、当該非常勤消防団員等に対して」を削り、「別表第2に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額」を「傷病補償年金」に改め、同項第2号中「別表第2に定める」を「次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める」に改め、同条第3項中「別表第2中の」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。
- (1) 第1級 313倍
 - (2) 第2級 277倍
 - (3) 第3級 245倍

第9条第1項を次のように改める。

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

第9条第7項中「別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「応ずる等級」を「応ずる障害等級」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍

- (4) 第4級 213倍
- (5) 第5級 184倍
- (6) 第6級 156倍
- (7) 第7級 131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第8級 503倍
- (2) 第9級 391倍
- (3) 第10級 302倍
- (4) 第11級 223倍
- (5) 第12級 156倍
- (6) 第13級 101倍
- (7) 第14級 56倍

第9条の2第1項中「別表第4の右欄に定めるもの」を「規則で定める程度のもの」に改め、「、当該非常勤消防団員等に対して」を削り、「次項に定める金額を支給する」を「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第9条の2第1項に次の1号を加える。

- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合

第9条の2第2項を次のように改める。

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第11条第1項中「父母」の右に「、孫」を加え、同項第4号中「次に掲げるいづれかの状態」を「規則で定める障害の状態（次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。）」に改め、同号ア及びイを削る。

第12条第1項第1号中「前条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同条第4項中「一に」を「いづれかに」に改め、同項第1号中「前条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同項第2号中「前条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第13条第1項第5号及び第6号中「第11条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第14条第2項中「その支給の」の右に「停止の」を加える。

第16条第1項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する」を「次に掲げる場合に支給する」に改め、同条第2項を削る。

第16条の2第1項第2号中「当時」を「死亡の当時」に、「第11条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同条第2項中「適用」を「準用」に改める。

第18条中「、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して」を「、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として」に改める。

第18条の2中「被害防禦」を「被害の防御」に、「第8条の2第1項、第9条第1項」を「第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項」に改め、「別表第2に定める」を削り、「同表に定める第2級の傷病等級」を「第2級の傷病等級」に、「別表第3に定める第1級の等級」を「第1級の障害等級」に、「同表に定める第2級の等級」を「第2級の障害等級」に改める。

第19条中「救急業務」の右に「又は応急措置の業務」を加える。

第22条第1項中「当該遺族年金」を「当該遺族補償年金」に改める。

第23条第2項中「傷害補償」を「障害補償」に改める。

第28条第2項中「金額の全部又は」の右に「一部を」を加える。

附則第2条の3第1項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「、第9条第6項」を「、第9条第8項」に改め、同項第1号中「障害の等級」及び「障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第2号中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に、「別表第3に定める」を「加重後の」に改める。

附則第2条の4第4項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に改める。

附則第4条を削り、附則第5条を附則第4条とし、附則第6条を附則第5条とする。

別表第1に備考として次のように加える。

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより、特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日において、その者が属していた階級による。

2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

別表第2から別表第4までを削り、別表第1を別表とする。

第2条 加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(審議資料)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成 22 年 12 月 10 日に公布され、平成 23 年 10 月 1 日から施行されたことによる所要の改正及びその他法令の改正に伴う所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

- ・水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律に施行に伴う引用条文の改正（第 1 条、第 2 条関係）
- ・株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う名称の変更（第 3 条関係）
- ・非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、損害補償基礎額の扶養親族加算額 200 円を 217 円に改正（第 5 条関係）
- ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う施設名称の変更（第 8 条関係）
- ・傷病補償年金、障害補償、介護補償等における障害等級ごとの障害の程度を規則委任したことに伴う所要の改正（第 8 条の 2、第 9 条、第 9 条の 2、第 18 条の 2 関係）
- ・障害者自立支援法の施行に伴う障害者支援施設名称の変更（第 9 条の 2 関係）
- ・その他特定障害状態の特定に伴う所要の文言の修正等を行うもの。（第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条、第 16 条の 2、第 18 条の 2、第 19 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、附則関係）